

# インターフェース仕様書都道府県編修正履歴

(内容現在 令和7年3月31日)

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
1	64-1	ページ番号 64-1 2:カナ名の設定ができない場合は、半角文字のダミーデータ等を設定する。	1	64-1	ページ番号 64-1 2:カナ名の設定ができない場合は、25バイト以内の「*」(半角アスタリスク)を設定する。	1
2	64-1	ページ番号 64-1 3:境界層対象者に対する定率負担の軽減措置を実施している場合は、定率負担に対する上限月額の代わりに減免後の利用者負担上限月額を設定する。また、異動年月日の年月が平成22年4月以降の場合でかつ所得区分コードが次のいずれかの場合は、「0」(0円)を設定する。 (「01:生活保護」「02:低所得1」「03:低所得2」)	1	64-1	ページ番号 64-1 3:境界層対象者に対する定率負担の軽減措置を実施している場合は、定率負担に対する上限月額の代わりに減免後の利用者負担上限月額を設定する。また、異動年月日の年月が平成22年4月以降の場合でかつ所得区分コードが次のいずれかの場合は、「0」(0円)を設定する。 (「01:生活保護」「02:低所得1」「03:低所得2」「99:その他」)	1
3	146	ページ番号 146 <入力識別番号一覧> 項番5 K421 利用者負担上限額管理結果票情報(複数児童) サービス提供年月が令和_年_月以降使用	1	146	ページ番号 146 <入力識別番号一覧> 項番5 K421 利用者負担上限額管理結果票情報(複数児童) サービス提供年月が令和7年4月以降使用	1
4	149	ページ番号 149 7:当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条の2第3号に定める無償化対象入所児童である場合であっても、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を設定する。	1	149	ページ番号 149 7:サービス提供年月が令和7年3月以前は、当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条の2第3号に定める無償化対象入所児童である場合であっても、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を設定する。サービス提供年月が令和7年4月以降は、当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条の2第3号に定める無償化対象入所児童であり、受給者証の「負担上限月額」欄に記載がある場合は、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を設定し、受給者証の「負担上限月額」欄に記載がない場合は、「0」を設定する。	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
5	276	<p>ページ番号 276</p> <p>6:当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条の2第3号に定める無償化対象入所児童である場合であっても、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を設定する。</p>	1	276	<p>ページ番号 276</p> <p>6: <u>サービス提供年月が令和7年3月以前は、当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条の2第3号に定める無償化対象入所児童である場合であっても、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を設定する。</u> <u>サービス提供年月が令和7年4月以降は、当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条の2第3号に定める無償化対象入所児童であり、受給者証の「負担上限月額」欄に記載がある場合は、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を設定し、受給者証の「負担上限月額」欄に記載がない場合は、「0」を設定する。</u></p>	1